

隠岐の島町環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会委員募集要項

令和7年10月からの隠岐の島町環境審議会及び廃棄物減量等推進審議会委員を公募します。環境行政推進のため、住民の皆様の参画をお願いいたします。

なお、環境審議会委員と廃棄物減量等推進審議会委員は兼務職となっており、片方の委員にのみ申込みすることはできませんのでご注意ください。

| 審議会名 | 所掌事務 | 応募資格及び公募人数 |
|-------------|---|--|
| 環境審議会 | 町長の諮問に応じ、以下の事項を審議するほか、環境保全に関する事項について審議し、町長に提言できる。 <ul style="list-style-type: none">・ 隠岐の島町環境保全条例に関する事項・ 環境保全に関し、必要と認める事項 | 【応募資格】 ・ 環境問題に関心のある者、関係行政機関の関係者、学識経験を有する者 ・ 町内に住所を有する20歳以上の者 |
| 廃棄物減量等推進審議会 | 町長の諮問に応じ、以下の事項を審議する。 <ul style="list-style-type: none">・ 町が定める一般廃棄物処理計画に関すること・ その他一般廃棄物の減量等に関して必要と認める事項 | 【公募人数】 1名 |

■委員任期

令和7年10月1日～令和9年9月30日（2年間）

※委員報酬あり

■申込方法

申込書に必要事項を明記のうえ、以下の申込先へ申込書の持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかでお申込みください。

なお、申込書については隠岐の島町ホームページでダウンロードいただくか役場環境課窓口でお申込みください。

■申込期間 ※必着

令和7年8月21日（金）～令和7年9月19日（金）

■選考方法

選考委員会で選出し、申込者に後日通知いたします。

■申込先及び問合せ先

〒685-8585 隠岐の島町下西 78 番地 2 隠岐の島町役場 環境課
電話：08512-2-8565 FAX：08512-2-4050
メール：kankyous@town.okinoshima.shimane.jp